

音更町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）に対する寄附要綱

（目的）

第1条 この要綱は、音更町が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金を財源として、魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（寄附金の使途）

第2条 この要綱に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、内閣府に地域再生計画として認定されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てるものとする。

（寄附金の募集）

第3条 寄附金は、次に掲げる方法により募集するものとする。

- （1）内閣府及び町のホームページのほかインターネットサイトに掲載する方法
- （2）広報紙に掲載する方法
- （3）パンフレットを配布する方法
- （4）その他町長が必要と認める方法

（寄附の申出）

第4条 寄附をしようとする法人（以下「寄附者」という。）は、あらかじめ音更町企業版ふるさと納税用寄附申出書（別記第1号様式）を提出して寄附を申し出るものとする。

（寄附金の納付方法等）

第5条 寄附者は、寄附金の納付方法について、前条の寄附の申出を行う際に、次のいずれかの方法を指定することができる。

- （1）町が発行する納付書による納付
- （2）町長が指定する口座への振込みによる納付
- （3）現金書留の郵送による納付
- （4）現金又は小切手の持参による納付

2 前項第1号に掲げる納付方法による場合（町の指定金融機関又は収納代理金融機関を利用する場合に限る。）の振込手数料は、町が負担するものとする。

3 第1項第1号に掲げる納付方法による場合（前項に該当する場合を除く。）の納付手数料、同項第2号に掲げる納付方法による場合の振込手数料、同項第3号に掲げる納付方法による場合の郵便料金及び同項第4号の納付方法による場合の小切手用紙交付手数料又は銀行振出小切手発行手数料は、寄附者が負担するものとする。

（寄附金額の下限）

第6条 寄附金額の下限は、10万円とする。

（寄附金の受領等）

第7条 町長は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附金を受領するものとする。

2 町長は、前項の規定により寄附金を受領する場合、事業費の確定前にあつては地域再生計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内で、事業費の確定後にあつては事業費の範囲内で受領するものとする。

3 町長は、前2項の規定により寄附金を受領することを決定したときは、音更町企業版ふるさと納税用寄附受領決定書（別記第2号様式）により寄附者に通知するものとする。

4 前項の場合において、寄附者が第5条第1項第1号の納付方法を指定した場合は、併せて納付書を送付するものとする。

（受領証の交付）

第8条 町長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項に規定する受領証を交付するものとする。

（寄附に対する謝意等）

第9条 町長は、寄附者に対して、感謝状を贈呈することにより、謝意を表するものとする。ただし、寄附者が辞退したときは、この限りでない。

（公表）

第10条 町長は、この要綱に基づく寄附を行った企業の名称、寄附金額等について、町のホームページへの掲載その他の適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときは、この限りでない。

（適用除外等）

第11条 主たる事務所又は事業所が町の区域内に存する法人及び不動産、動産その他の現金以外の物件による寄附については、この要綱の規定を適用しない。

2 前項の規定は、同項の法人及び物件による寄附を妨げるものではない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。